

ひがし交通だより

東警察署交通第一課
令和6年3月10日
令和6年号外

地域ぐるみで暴走族等を根絶しましょう

1 東署管内における暴走族情勢

- 暴走族関係の交通違反については、令和5年中、警察本部や交通機動隊と連携して取締りを行った結果、延べ42人を整備不良等で検挙しています。
- 暴走族関係の110番通報の受理件数は、令和5年中、東区内では177件を受理し前年比で+88件と大きく増加しています。



2 地域で暴走族グループへの加入阻止！

例年、暴走族や旧車會は、卒業シーズン以降、新しいメンバーの加入など新旧交代を行い、暴走行為が活発になります。

地域が一体となって、少年たちに暴走族などの危険性や迷惑性をしっかりと伝え、暴走族グループへの加入を阻止しましょう。



暴走行為を行うと・・・ 集団で暴走行為を行うと、「2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（共同危険行為等の禁止違反）」の処分を受けることになります。

また、運転免許は取消しとなり、その後数年間は運転免許を取ることはできなくなります。無免許で暴走行為を行った場合も同様です。



ツーリングでも暴走族？・・・ 暴走族関連110番通報内容には、暴走族等だけではなく、ツーリングと称して集、走行する「バイクの爆音」に対する通報も含まれています。

マフラーは基準適合品を装着するなど、ルール・マナーを守ってツーリングしましょう！

また、迷惑な不正改造車両や爆音バイクを集めてしまう不特定多数への呼びかけを安易にSNS等へ投稿するのは止めましょう！



3 地域で立ち直り支援を進めよう！

暴走族に加入している少年や離脱した少年に、地域が一体となって、就学・就労などの立ち直り支援を進め、地域全体で見守っていきましょう。



4 改造バイクに関する情報提供のお願い

暴走族や旧車會は、マフラーなどを改造したバイクで、夜中に爆音を轟かせながら、信号無視や蛇行運転などの悪質で危険な運転を繰り返しています。

暴走行為などに使用されるおそれがある改造バイクを発見したときには、お近くの交番や警察署への連絡をお願いします。



暴走は しない させない 見に行かない！